平成９年仙審第２２号
貨物船第１８松前丸漁船龍與丸衝突事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成９年６月１９日
審　判　庁　仙台地方海難審判庁（半間俊士）
副 理 事 官　小金沢重充

受　審　人　Ａ
職　　　名　一等航海士
海 技 免 状　四級海技士（航海）免状

受　審　人　Ｂ
職　　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

損　　　害
松前丸－左舷船尾部外板にわずかな凹損
龍與丸－右舷船首外板にき裂を伴う損傷

原　　　因
龍與丸－見張り不十分、横切りの航法（避航動作）不遵守（主因）
松前丸－横切りの航法（協力動作）不遵守（一因）

裁 決 主 文
　本件衝突は、龍與丸が、見張り不十分で、前路を左方に横切る第１８松前丸の進路を避けなかったことに因って発生したが、第１８松前丸が、衝突を避けるための協力動作をとらなかったこともその一因をなすものである。
　受審人Ｂを戒告する。
　受審人Ａを戒告する。

適　　　条
海難審判法第４条第２項、同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船 種 船 名　貨物船第１８松前丸
総 ト ン 数　２８９トン
機関の種類　ディーゼル機関

出　　　力　７３５キロワット

船 種 船 名　漁船龍與丸
総 ト ン 数　１２トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　　力　３６７キロワット

事件発生の年月日時刻及び場所
平成８年７月３日午前２時１０分
新潟県両津湾

　第１８松前丸（以下「松前丸」という。）は、主に新潟県の両津、新潟両港間で砂、砂利及び石材運搬に従事する、長さ５１．９２メートルの船尾船橋型鋼製貨物船で、船長Ｃ及び受審人Ａほか２人が乗り組み、空倉のまま船首０．８０メートル船尾２．６０メートルの喫水をもって、平成８年７月３日午前１時４０分両津港を発し、新潟港に向かった。
　離岸後Ｃ船長は、航行中の動力船の灯火を表示し、両津港の北防波堤西端を替わしたところで機関を約１１ノットの全速力前進にかけ、同１時４６分半ごろ両津港北防波堤灯台から北６０度東（磁針方位、以下同じ。）４００メートルばかりの地点で、針路を北８５度東に定めて自動操舵とし、船橋当直をＡ受審人に任せて降橋した。
　同２時ごろＡ受審人は、姫埼灯台から北７７度西２．９海里ばかりの地点で、左舷船首３８度２．９海里ばかりに龍與丸の白、緑２灯を初認し、しばらく同船の動静を監視しているうち、同時５分ごろ方位にほとんど変化がなく、１．４海里ばかりとなった同船と、衝突するおそれがある態勢で接近していることを知り、続いてその動静を監視しながら進行した。
　同２時８分ごろＡ受審人は、龍與丸との距離が１，０００メートルばかりとなったとき、探照灯を用いて同船の操舵室付近を照射するなど注意を喚起し、同時９分ごろ同船との距離が５００メートルばかりで、短音５回以上の警告信号を行い、龍與丸の避航を待つうち、同船が間近に接近したため、同船の動作のみでは衝突を避けることができないと認めたが、なおも相手船が衝突を避けるための動作をとると思い、速やかに右転するなど衝突を避けるための協力動作をとることなく続航中、更に龍與丸が接近して再度探照灯による注意を喚起した後、同時９分半ごろ同船が至近に迫って衝突の危険を感じ、手動操舵に切り替えて右舵一杯としたが及ばず、同２時１０分姫埼灯台から北５０度西２，３００メートルばかりの地点において、原速力のまま南３５度東を向首した松前丸の左舷船尾部に、龍與丸の船首が、後方から約４６度の角度で衝突した。
　Ｃ船長は、自室で休息中に衝撃を感じ、直ちに昇橋して衝突したことを知り、事後の措置に当たった。
　当時、天候は晴で風力２の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

　また、龍與丸は、長さ１４．９８メートルの一本釣（いか）漁業等に従事するＦＲＰ製漁船で、受審人Ｂが１人で乗り組み、刺網漁業の目的で、船首０．１０メートル船尾１．２０メートルの喫水をもって、同月２日午後０時新潟県入桑漁港を発し、同県弾埼西方沖の漁場に至り操業のうえ、めばる約９０

キログラムを漁獲し、同２時３０分ごろ同漁場を発進し、入桑漁港に向け帰途についた。
　発進後Ｂ受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、自動操舵として進行し、翌３日午前１時５１分ごろ姫埼灯台から北５度西４．１海里ばかりの地点に達したとき、針路を入桑漁港付近に向首する南１１度西に定め、機関を約１０．５ノットの全速力前進にかけ、自動操舵のまま、窓を閉め切った操舵室内で天井灯を点灯し、操舵輪後方の寝台に腰掛け、新替えしたばかりのレーダーの取扱説明書を読みながら南下した。
　同２時５分ごろＢ受審人は、姫埼灯台から北２５度西１．９海里ばかりの地点で右舷船首３６度１．４海里ばかりに松前丸の白、白、紅３灯を視認できる状況であったが、他船はいないものと思い、松前丸の灯火を見落とさないよう、周囲の見張りを十分に行うことなく、同説明書を読んでいて同船に気付かず、その後松前丸が照射した探照灯の光及び吹鳴した警告信号にも気付かず続航中、突然衝撃を受け、原針路、原速力のまま前示のとおり衝突した。
　衝突の結果、松前丸は、左舷船尾部外板にわずかな凹損を生じたが、龍與丸は、右舷船首外板にき裂を伴う損傷を生じ、のち修理された。

（原因）
　本件衝突は、夜間、新潟県両津湾において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近中、龍與丸が、見張り不十分で、前路を左方に横切る第１８松前丸の進路を避けなかったことに因って発生したが、第１８松前丸が、衝突を避けるための協力動作をとらなかったこともその一因をなすものである。

（受審人の所為）
　受審人Ｂが、夜間、新潟県両津湾を同県入桑漁港に向けて南下中、右舷船首に第１８松前丸の灯火を視認できる状況であった場合、同船の灯火を見落とさないよう、周囲の見張りを十分に行うべき注意義務があったのに、これを怠り、他船はいないものと思い、周囲の見張りを十分に行わなかったことは職務上の過失である。
　受審人Ａが、夜間、新潟県両津湾を同県新潟港に向け航行中、左舷前方に龍與丸の灯火を視認し、同船の動作のみでは衝突を避けることができないと認めた場合、速やかに右転するなど衝突を避けるための協力動作をとるべき注意義務があったのに、これを怠り、なおも相手船が衝突を避けるための動作をとると思い、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことは職務上の過失である。